

第 85 号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険料を減額するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条、<u>第17条の3及び第17条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加</p>	<p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条<u>及び第17条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとす</p>

改正後	改正前
<p>算するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。</u>）の額</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（<u>第17条、第17条の3及び第17条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合</u>にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9</p>	<p>る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。</u>）の額</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（<u>第17条及び第17条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合</u>にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9</p>

改正後	改正前
<p>条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条及び<u>第17条の4</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、<u>若しくは</u>1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは<u>令</u>第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、</p>	<p>条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、<u>又は</u>1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは<u>国民健康保険法施行令</u>第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第10条、</p>

改正後	改正前
<p>第13条の6の3若しくは第13条の6の6の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)<u>又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)</u>若しくは第13条の8の額又は第17条第1項各号(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6の額若しくは第13条の8の額又は第17条第1</p>	<p>第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)<u>又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)</u>又は第13条の8の額又は第17条第1項各号に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)<u>又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6の額又は第13条の8の額又は第17条第1項各</p>

改正後	改正前
<p>項各号に定める額、<u>第17条の3第1項に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号に定める額、第17条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</u></p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第17条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。)</u></p>	<p>号に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第17条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。)</u></p>

改正後	改正前
<p>を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p><u>第17条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</u></p> <p><u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）</u></p> <p><u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）</u></p>	<p>を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に<u>出産被保険者が</u>ある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする。</u></p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）</u></p> <p>(2) <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）</u></p> <p><u>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（出産被保険者に関する届出）</u></p> <p><u>第21条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第17条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険料を減額するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 出産に係る国民健康保険料の減額の規定を次のとおり新たに設ける。

(第17条の4関係)

ア 当該年度において、世帯に出産被保険者（出産する予定の被保険者又は出産した被保険者をいう。以下同じ。）がある場合に、世帯主に対して課する保険料の基礎賦課額は、次の(ア)と(イ)の合算額を減額して得た額とする。

(ただし、減額後の額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額とする。)

(ア) 出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、産前産後期間（※1）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(イ) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 当該年度において、低所得者の保険料の減額基準により保険料を減額される世帯に出産被保険者がある場合に、世帯主に対して課する保険料の基礎賦課額は、次の(ア)と(イ)の合算額を減額して得た額とする。

(ただし、減額後の額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額とする。)

(ア) ア(ア)に同じ。

(イ) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、保険料率に低

所得者の減額割合（減額基準に依り10分の7、10分の5又は10分の2）を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

※1 産前産後期間とは、出産予定日又は出産の日（以下「出産予定日」という。）の前月から出産予定日の翌々月までの期間（4月間）をいう。ただし、多胎妊娠の場合は、出産予定日の3月前から出産予定日の翌々月までの期間（6月間）とする。

※2 ア(ア)及び(イ)並びにイ(ア)及び(イ)において、1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り上げる。

ウ ア及びイの規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の減額について準用する。

(2) (1)に伴い、出産被保険者に関する届出に係る規定を次のとおり設ける。

（第21条の4関係）

ア 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (ア) 氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (イ) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (ウ) 出産予定日
- (エ) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

イ アの届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (ア) 出産予定日を明らかにすることができる書類
- (イ) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (ウ) 出産後に届出を行う場合は、出産した被保険者と出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

ウ アの届出は、出産予定日の6月前から行うことができる。

エ アに関わらず、市長が出産被保険者について、アの事項及びイの書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、届出を省略させることができる。

(3) 基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定について（第9条の3、第13条の6の2及び第13条の7関係）

ア 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に含まれる減額の額を定めた規定に、出産に係る被保険者等の保険料の減額の額を加える。

イ 控除の対象から除かれる繰入金を定めた規定に、出産に係る被保険者等の保険料の減額に係る繰入金を加える。

(4) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和6年1月1日

(2) 改正後の出産被保険者の保険料の減額に係る規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

出産した被保険者等に係る国民健康保険料の減額

1 減額の内容

医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分保険料の所得割額、均等割額に12分の1を乗じて得た額に、産前産後の期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額するもの。

2 対象となる産前産後の期間

単胎の場合 出産（予定）日の前月から出産（予定）日の翌々月までの4か月間

多胎の場合 出産（予定）日の3か月前から出産（予定）日の翌々月までの6か月間

※ただし、令和6年1月1日以後の期間



3 令和5年度保険料の減額の例

【条件】令和4年給与収入300万円（給与所得202万円、基礎控除後の総所得金額等159万円）

令和6年2月1日出産予定日（上記②のケース：令和5年度分の対象月は3か月）

		所得割	均等割	合計
医療給付費分	減額前の額	124,020	33,720	157,740
	減額される額	$124,020 \times 1/12 \times 3 \text{ か月}$ =31,005	$33,720 \times 1/12 \times 3 \text{ か月}$ =8,430	39,435
	減額後の額	93,015	25,290	118,300(※)
後期高齢者 支援金等分	減額前の額	49,290	11,640	60,930
	減額される額	$49,290 \times 1/12 \times 3 \text{ か月}$ =12,323 (※)	$11,640 \times 1/12 \times 3 \text{ か月}$ =2,910	15,233
	減額後の額	36,967	8,730	45,690(※)
介護納付金分 (40~64歳)	減額前の額	47,700	13,200	60,900
	減額される額	$47,700 \times 1/12 \times 3 \text{ か月}$ =11,925	$13,200 \times 1/12 \times 3 \text{ か月}$ =3,300	15,225
	減額後の額	35,775	9,900	45,670(※)

※ 「減額される額」の1円未満の端数は、切り上げとし、「減額後の額」の10円未満の端数は、切り捨てる。